

平成23年度「福島地域の無形民俗文化財被災調査」報告

民俗芸能学会福島調査団

平成24年3月31日

目次

平成23年度「福島地域の無形民俗文化財被災調査」報告（調査団長 懸田弘訓）	1
1 調査実施状況	6
2 市町村別調査実施状況	8
3 市町村別調査報告カード作成状況	10
4 調査報告カード概要まとめ	12
参考 支援希望（市町村別）	15
経緯等	18
民俗芸能学会福島調査団規約、〔別紙〕調査団名簿	19
平成23年度「福島地域の無形民俗文化財被災調査事業」実施要領	21
平成23年度 民俗芸能学会福島調査団「福島地域の無形民俗文化財被災調査」日報（書式）	23
「福島地域の無形民俗文化財被災調査」調査報告カード（書式）	24
「民俗芸能学会福島調査団」会計規則	26

別添

平成23年度「福島地域の無形民俗文化財被災調査」調査報告カード概要

平成23年度文化庁文化芸術振興費補助金（文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業）



平成 23 年度「福島地域の無形民俗文化財被災調査」報告

平成 23 年度は、福島県の中でも地震と津波の被害がことのほか大きく、さらに原発事故によって避難を強いられた浜通り地方の 13 市町村を対象とした。調査期間が短かったことと、予想を超える困難があったことから、約 80 伝承の調査と個々の調査報告カード 60 通にとどまったが、その概要は次のとおりである。

1, 関係者の所在確認

当該市町村は、南からいわき市・広野町・楡葉町・川内村・富岡町・大熊町・双葉町・葛尾村・浪江町・飯舘村・南相馬市・相馬市・新地町である。調査は、原則として一市町村を 2 人 1 組になって分担した。このうち南相馬市は面積が広いうえに、所在する無形の民俗文化財が多いために、小高区・原町区・鹿島区の旧市町に分けた。

調査は、保存会長か役員・区長・神職などを訪ねて現状を直接聞き取ることにしたが、問題はそれらの方々の所在確認であった。まず、最初に市町村教育委員会に依頼した。しかし、震災前から引き続き所在しているのは、いわき市・南相馬市・相馬市・新地町の 4 市町だけで、それ以外の 9 町村はすべて他地区に移転していた。これらの町村役場の中には、公共交通機関のない山あいにあたり、市街地から離れていたり、県外もある。さらに教育委員会事務局が町村部局と別な場所のこともあり、また、同事務局が複数の場所に分散しているところもあった。ことに文化財保護の担当者が仮設住宅の支援に専念しているところが多く、予想はしていたが現実はそれを超えていた。各教育委員会は協力を快く承諾してくれた。しかし、原発からかなり離れている町村でも、放射線量の高い地域があるためにその対策に追われ、震災から間もなく一年になろうとするにもかかわらず、行政は多忙を極めていてその時間がとれないところもあった。依頼はできても、業務の現状をみると数か所にとどめざるを得なかった。

次の手段は、福島県神社庁への依頼であった。幸い同庁では避難している神職のほぼ全員の所在を把握していたが、電話番号までは押さえていなかった。それに個人情報保護の観点から、まず神職の同意を得なければならず手数をかけた。調査にあたっては手紙で電話番号を問い合わせ、その後に日時の打ち合わせとなるので日数を要した。

効率的であったのは、親戚・知人・仕事関係などから得られた情報である。関係者の所在確認は困難になることは予想していたので、調査担当地区は震災前に居住していたか、特につながり深い調査員が担うようにした。

通常の調査なら公開される場所と日時は周知のことなので問題ないが、今回の調査

は所在確認にもっとも時間と労力を要した。それだけにゆかりのない調査員では、困難であったと思われる。

調査にあたり、仮設住宅はほとんどが郊外にあり、バスの本数はきわめて少なく、レンタカー以外に手段のないところもあった。関係者は、いずれも協力的であった。しかし、中には仕事都合で日時を確定するのに時間を要したり、約束の日時が当日になって変更されるなど、予定どおりいかないこともあった。

2、地震と津波による被災の現状

地震による被害はあったが、何といても津波の被害が甚大であった。いわき市では久之浜・薄磯・豊間が大きかった。ことに豊間は約 600 戸のほとんどが流失し、85 人が亡くなった。ここは県指定重要無形民俗文化財「菅波大國魂神社のお潮採り神事」のお潮採りの祭場地である。近くの諏訪神社の三匹獅子舞の被害も大きかった。

広野町では下浅見川流域から北部が流失し、鹿島神社の浜下りはできなくなった。

富岡町では仏浜と毛萱の河川流域の被害が大きい。ここは諏訪神社と四十八社山神社の浜下り神事の祭事地でもある。

大熊町は、熊川の集落の 2/3 が流失した。ここには県内では旧相馬中村藩だけに伝えられている典型的な 4 人による一人立ちの獅子舞「熊川の鹿舞」が伝えられていて、鹿頭ほか諸道具を失った。

浪江町では請戸地区が壊滅した。ここには神楽と小学生による田植踊があり、茗野神社の安波祭に演じていた。神社は礎石を残すだけで境内の大木もすべてなくなり、宮司と禰宜の両夫妻も犠牲になった。

双葉町では芸能の被害はあるが、比較的少ない。しかし、民家は旧家の古風な住居が多いためか、全壊がめだった。

南相馬市は鹿島区・原町区・小高区ともに、さまざまな種類の芸能が多数継承されている。ことに海岸沿いに特色あるものが多いが、これらの集落は多くが壊滅した。小高区は小高川と井田川流域の被害が甚大であった。この地域は警戒区域で入れないが、少なくとも神楽 5 団体と田植踊 1 団体が大きな被害を受けた。小高区村上で、早乙女踊が演じられる貴布根神社の本殿は残ったが、拝殿は倒壊した。原町区でも新田川流域から南にかけて津波の被害が大きく、神楽と田植踊を伝えるいくつもの集落が壊滅した。ことに萱浜には県内では珍しく、北陸からの移民が伝えたと思われる「天狗舞」があったが、ここでも神輿とすべての用具が流失した。鹿島区烏崎には、この地方の典型的の田植踊に加えて、民謡につれて踊る「子ども手踊」が 3 組あった。ともに 10 曲以上伝えていたが、集落は姿をとどめないほどに流失した。またこの烏崎浜は県指定の「江垂日吉神社の浜下り」のほか一社の潮垢離の祭場でもある。

相馬市では、神楽と神楽七芸など多彩な芸能を伝えている磯部と漁港の原釜もすべて壊滅した。尾浜の被害も大きかった。隣接する2か所の神楽も、獅子頭や諸道具が大破あるいは流失した。

新地町の法印神楽系の「十二神楽」を伝えている釣師も壊滅した。この神楽は宮城県から伝えられたもので、本県で新地町だけに伝わる。

3、原子力発電所の事故による被災の現状

今回の東日本大震災では、津波の被害も大きかったが、福島県では福島第一原子力発電所の事故による影響は計り知れないものがある。同原発が所在する双葉町と大熊町だけでなく、南相馬市小高区・浪江町（津島地区を除く）・富岡町・楡葉町・田村市の一部・川内村の一部は警戒区域に、南相馬市原町区・田村市の一部・広野町は緊急時避難準備区域に、飯舘村・葛尾村・浪江町津島地区は計画的避難区域とされ、前述のように南相馬市と田村市を除く9町村は、住民も役場も中通り地方、あるいは会津地方、双葉町にいたっては埼玉県の加須市に避難した。それも住民は予告なしの緊急避難で、移動するバスに乗るまで1時間もないところが多く、ほとんどが普段着で財布と毛布一枚を持った程度であった。それにこれらの方々には避難先に落ち着くまで、少なくとも数か所、多い人では10か所も移動した。当然、祭祀や芸能に関する用具類は持ち出す時間も余裕もなかった。用具類は地震による直接の被害は少なかったが、保管していた建物の戸や窓が壊れ、ここから放射性物質が進入して汚染され、使用できないほどの高い数値を示すところもあった。保存会の代表者は、その責任から運び出して管理しなければと思っているが、仮設や借り上げの住宅では生活するにも狭く、ここでの保管は不可能である。一年間もそのまま置くだけに温度や湿度、鼠の被害も心配している。公共機関で保管場所を確保してほしいという要望が強かった。

問題は、いつ戻ることができるかということである。新年度から規制を改めるとされているが、かなり長期間戻ることができない町村がでることは確実である。あるいは戻ることができても、完全な除染は難しく、子どもを持つ親はためらいがある。避難している方々の中には、すでに避難先に住民登録を済ませたり、住居を買い求めて永住を決めた方もわずかではあるがいるという。祭祀や民俗芸能の再興には、なにより帰還が必須である。

4、再興の動向と対策

このように地震と津波、それに原発事故による放射能汚染という3重苦にもかかわらず、継承をあきらめた団体はなかった。それどころか予想より早く再興の動きがでている。

浪江町請戸は482戸が流失し、行方不明も含めて221名が亡くなった。それにもにもかかわらず、この地の田植踊は、被災4か月後の7月初めから役場がある二本松市で練習を始め、8月21日にいわき市の「ふくしま海洋科学館アクアマリンふくしま」で公開した。引き続いて郡山市・本宮市・二本松市で開催された民俗芸能の催しに出演を要請され、被災1周年の供養として2月19日には浪江町の住民が避難している福島市の4か所、二本松市の1か所の仮設住宅を巡って披露した。再興できたのは保存会長と踊の師匠が、すべて失ったが自分たちには田植踊があるという誇りと責任感、それに被災前年度に民間の財団の援助が確定していたことによる。

また、国指定の重要無形民俗文化財「相馬野馬追」は、旧相馬中村藩挙げての行事だけに、今回の原発事故の影響は大きかった。それでも被災して4か月後の7月下旬に、略式ながら実施した。ことに重要な「野馬懸」を行なう相馬小高神社は警戒区域で立ち入ることができず、警戒区域からわずか90^m離れた原町区字高の多珂神社で実施し、予想の3倍を超える騎馬武者が集まった。これは相馬中村藩の子孫という誇りと野馬追にかける熱意の表れとみている。

相馬市原釜と磯部も集落は壊滅し、原釜では99名、磯部では住民の約20%にあたる243名が亡くなった。当然、ほとんどの用具も流されたが、幸い神社は残った。それでも前者は平成24年4月14・15日に津神社で、後者も4月15日に寄木神社で祭礼を行い、神楽などの芸能を再興することを決めた。これはこの集落が漁業に携わる方が多く、古くから信仰深いことと、民間の財団の援助があったことによる。

いわき市菅波の大國魂神社は海岸から約10^{km}離れた内陸部にあるために、地震による被害は若干あったが、津波の影響はなかった。しかし、同社の県指定重要無形民俗文化財「菅波大國魂神社のお潮採り神事」のお潮採りの祭場となる豊間地区は、約600戸の大半が流失して85名が亡くなり、神事にかかわる海友会員も数名犠牲になった。祭日は震災2か月後の5月3・4日であったが、それでも略式で行い、平成24年はこれまでとおりに実施したいと準備を進めている。これも地元の方々の熱意と民間の財団の援助があったことによる。

南相馬市小高区村上は海岸に接した集落で、ここには県内でもっとも芸能化した地方色豊かな田植踊が伝えられている。この集落は家屋の9割が流失し、神社も倒壊した。その上、保存会39名のうち会長・副会長を含む12名が亡くなった。今回の被災調査で再興の熱意が高いことを知り、調査員の助言もあって平成24年3月に開かれた集落の会議で再興することを正式に決めた。しかし、ここも衣装から用具まですべて失っている。現在、民間団体に援助を願い出ているが、踊り手の衣装が高価なために費用の捻出に苦慮している。

これらは一部で、いずれの団体も再興への願望は強く、前述のようにあきらめたと

ころはない。しかし、ここ1、2年が重要で、代表者はそれ以降になると可能性はかなり下がるのではないかと案じている。それに津波に襲われたところは、衣装・用具類のほぼすべてを失っている。見つかったも修理できる状態ではない。相馬中村藩の特色ある芸能といえば神楽と田植踊であるが、獅子頭は市販のもので50万円前後、写真などをもとに復元すると60万円以上を要する。田植踊にいたっては早乙女が留袖を着て袋帯を締めるために、新しいものの一式は廉価なもので40万円前後、長期に使用できるものなら60万円はする。踊り手は7名から10名が必要なだけに、すべての財産を失った方々には、とても負担できる金額ではない。今年度の調査だけでも、再興のために要望のあった費用を積み上げると2,000万円を超えた。

今回の調査で、祭祀や民俗芸能などは信仰のためだけでなく、地域づくりの根幹をなすことを改めて気づかされた。まさに心を一つにして協力し合い、生きるための支えであった。これらを失うことは「ふるさと」を失うことでもある。国・県・市町村の補助、さらに民間の援助をお願いした。

民俗芸能学会福島調査団長 懸田弘訓

1 調査実施状況 (1/2) 平成 23 年度「福島県域の無形民俗文化財被災状況調査」

※各調査員の調査日報によった。調査日報には、調査ごとに調査結果の概要と調査旅程などが記述されている。調査日数は、延べ 80 日（日数×人）であった。

※同一調査月日でも調査員ごとに記載した。また複数の教育委員会に対する調査は一括した。

月/日	調査対象	調査地 (避難先を含む)	調査員 (五十音順)
1/16	富岡町役場・仮設住宅担当者（郡山市大槻町）、富岡町教育委員会（郡山市安積）、川内村教育委員会、葛尾村教育委員会（田村郡三春町）、飯舘村教育委員会（福島市飯野町） ※（ ）は避難先 福島県神社庁〔郡山市・開成山大神宮、伊達市霊山町・霊山神社〕：現状等調査および調査協力依頼	郡山市ほか	岩崎、懸田
1/17	いわき市教育委員会、広野町教育委員会（いわき市常磐上湯長谷町）、檜葉町教育委員会（大沼郡会津美里町）、大熊町教育委員会（会津若松市追手町） ※（ ）避難先 ：現状等調査および調査協力依頼	いわき市ほか	岩崎、懸田
1/21	南相馬市：小高区：村上の田植踊	福島市	泉田、松本
1/22	南相馬市：小高区：川原田の神楽、南小高の神楽	南相馬市	泉田、松本
1/23	南相馬市教育委員：現状等調査および調査協力依頼	南相馬市	岩崎
1/23	浪江町：南津島：南津島の田植踊	本宮市	上野、懸田
1/28	南相馬市：小高区：浦尻の神楽、村上の神楽、大井の神楽	南相馬市	泉田、松本
1/29	南相馬市：小高区：小谷の神楽、井田川の神楽	南相馬市	泉田、松本
1/29	〔絆つながる ふくしまの春〕福島駅前広場ほか・公開状況等調査 飯舘村：比曾の三匹獅子、 浪江町：請戸の田植踊、浪江町：火防祈禱祭裸参り	福島市	上西、上野
1/31	新地町教育委員会：現状等調査および調査協力依頼	新地町	岩崎
2/ 2	相馬市教育委員会：現状等調査および調査協力依頼	相馬市	岩崎
2/ 6	いわき市：豊間地区：各神社のお潮採りの公開場所ほか調査 ：薄磯地区：各神社のお潮採りの公開場所ほか調査	いわき市	山崎
2/ 8	相馬市：松川神楽	相馬市	岩崎
2/ 9	相馬市：岩子神楽、原釜神楽、新田神楽	相馬市	岩崎
2/10	相馬市：磯部神楽	相馬市	岩崎
2/11	相馬市：豊間地区：あんばさまの歌ほか（浜菊会）	いわき市	山崎
2/11	浪江町：高瀬：高瀬の鹿舞	いわき市	懸田
2/13	いわき市：薄磯：薄井神社お潮採り ：豊間：諏訪神社の獅子舞、八幡神社の獅子舞（諏訪神社の獅子舞が奉納）、諏訪神社お潮採り	いわき市	小島、山崎
2/14	浪江町：請戸：請戸の神楽	いわき市	上野、懸田
2/15	いわき市：菅波：大國魂神社お潮採り、あんばさまの歌ほか	いわき市	山崎

1 調査実施状況 (2/2)

月/日	調査対象	調査地 (避難先を含む)	調査員 (五十音順)
2/16	双葉町：郡山：正八幡神社の神楽、三字神楽	加須市（埼玉）	今村、懸田
2/17	浪江町：請戸：請戸の田植踊	江東区（東京）	今村、懸田
2/21	富岡町：上手岡：麓山神社の火祭り（夏祭り）	郡山市	遠藤
2/21	南相馬市：小高区：神山の神楽、神山の鳥さし舞、塚原の神楽、片草の神楽	南相馬市	泉田、松本
2/22	南相馬市：小高区：村上の田植踊（追調査）	福島市	泉田
2/22	浪江町：本城：本城の神楽	福島市	上野、懸田
2/25	南相馬市：小高区：上浦の神楽、福岡の神楽	南相馬市	泉田、松本
2/26	南相馬市：小高区：大富の神楽	南相馬市	泉田、松本
2/27	檜葉町：上小埜：大滝神社浜下り	郡山市	遠藤
2/27	双葉町：上羽鳥：上羽鳥の神楽、上羽鳥の田植踊	白河市	今村、懸田
2/28	浪江町：室原：室原の田植踊、 ：棚塩：棚塩の神楽、苜宿の鹿舞・神楽	二本松市	上野、懸田
2/28	富岡町：本岡：諏訪神社祭礼	郡山市	遠藤
3/ 5	檜葉町：大谷：じゃんがら念仏踊	高崎市（群馬）	遠藤
3/ 8	川内村：上川内：西郷獅子、西郷の神楽	川内村	今村、懸田
3/ 9	飯舘村：綿津見神社祭礼、山津見神社祭礼、大雷神社祭礼 飯舘村：比曾：比曾の田植踊、比曾の三匹獅子舞	飯舘村 福島市	岩崎、懸田、小島
3/ 9	富岡町：本岡：王塚神社祭礼	いわき市	遠藤
3/10	南相馬市：萱浜：綿津見神社浜下り、北萱浜の神楽と天狗舞	南相馬市	泉田、松本
3/10	川内村：下川内：西山獅子、町獅子	いわき市	今村、上野、
3/12	いわき市：御宝殿：熊野神社例祭稚児田楽・風流	いわき市	山崎
3/12	富岡町：下郡山：四十八社神社浜下り	福島市	遠藤
3/15	葛尾村：野行：宝財踊り 浪江町：幾世橋：幾世橋の神楽	三春町 二本松市	上野、懸田
3/16	広野町：下浅見川：鹿島神社浜下り ：折木：八雲神社祭礼	広野町	遠藤
3/16	いわき市：末続：見渡神社の花ふき ：四倉：諏訪神社お潮採り・神輿海上渡御	いわき市	小島、山崎
3/16	新地町：谷地小屋：水神社祭礼、釣師の神楽、 ：埴木崎：埴浜の神楽	新地町	岩崎
3/18	葛尾村：葛尾：葛尾の三匹獅子 ：落合：岩角の神楽	郡山市	上野、懸田
3/19	南相馬市：鹿島区烏崎：津神社祭礼、八龍神社祭礼	南相馬市	岩崎
3/20	南相馬市：原町区：泉の神楽、小沢の神楽	南相馬市	泉田、松本
3/21	浪江町：下津島：下津島の田植踊	本宮市	上野、懸田
3/21	浪江町：赤字木：赤字木の田植踊	二本松市	上野、懸田
3/24	大熊町：熊川：熊川の稚児鹿舞	いわき市	上野、懸田
3/24	大熊町：夫沢：長者原のじゃんがら念仏踊	会津若松市	懸田
3/27	大熊町：相馬の民謡	三島市（静岡）	上西、小島

2 市町村別調査実施状況 (1/2) 平成 23 年度「福島県域の無形民俗文化財被災調査」

※調査実施状況を市町村ごとにまとめた。同一市町村内は調査月日順とした。

※太字は調査報告カード記載分である。調査報告カードは、原則として、無形の民俗文化財ごとに1通まとめたものである。なおカードは、調査日報の調査概要に追記の必要がない場合などは作成されていない。

市町村	調査対象	月/日	調査地 (避難先を含む)	調査員 (五十音順)
いわき市	いわき市教育委員会	1/17	いわき市	岩崎、懸田
	豊間地区、薄磯地区：各社のお潮採りの状況調査	2/ 6	いわき市	山崎
	薄磯：薄井神社お潮採り 豊間：諏訪神社の獅子舞、八幡神社の獅子舞（諏訪神社の獅子舞が奉納）、諏訪神社お潮採り	2/13	いわき市	小島、山崎
	菅波：大國魂神社お潮採り、あんばさまの歌ほか民謡	2/15	いわき市	山崎
	御宝殿：熊野神社例祭稚児田楽・風流	3/12	いわき市	山崎
	末続：見渡神社の花ふき、 四倉：諏訪神社お潮採り・神輿海上渡御	3/16	いわき市	小島、山崎
	相馬市	相馬市教育委員会	2/ 2	相馬市
松川神楽		2/ 8	相馬市	岩崎
岩子神楽、原釜神楽、新田神楽		2/ 9	相馬市	岩崎
磯部神楽		2/10	相馬市	岩崎
豊間地区：あんばさまの歌ほか（浜菊会）		2/11	いわき市	山崎
南相馬市	小高区：村上の田植踊	1/21	福島市	泉田、松本
	小高区：川原田の神楽、南小高の神楽	1/22	南相馬市	泉田、松本
	南相馬市教育委員	1/23	南相馬市	岩崎
	小高区：浦尻の神楽、村上の神楽、大井の神楽	1/28	南相馬市	泉田、松本
	小高区：小谷の神楽、井田川の神楽	1/29	南相馬市	泉田、松本
	小高区：神山の神楽、神山の鳥さし舞、塚原の神楽、 片草の神楽	2/21	南相馬市	泉田、松本
	小高区：村上の田植踊（追調査）	2/22	福島市	泉田
	小高区：上浦の神楽、福岡の神楽、	2/25	南相馬市	泉田、松本
	小高区：大富の神楽	2/26	南相馬市	泉田、松本
	萱浜：綿津見神社浜下り、北萱浜の神楽と天狗舞	3/10	南相馬市	泉田、松本
	鹿島区・鳥崎：津神社祭礼、八龍神社祭礼	3/19	南相馬市	岩崎
	原町区：泉の神楽、小沢の神楽	3/20	南相馬市	泉田、松本
	広野町	広野町教育委員会	1/17	いわき市
折木：八雲神社祭礼、下浅見川：鹿島神社浜下り		3/16	広野町	遠藤
檜葉町	檜葉町教育委員会	1/17	会津美里町	岩崎、懸田
	上小埜：大滝神社浜下り	2/27	郡山市	遠藤
	大谷：じゃんがら念仏踊	3/ 5	高崎市（群馬）	遠藤

2 市町村別調査実施状況 (2/2)

市町村	調査対象	月/日	調査地 (避難先を含む)	調査員 (五十音順)
富岡町	富岡町役場、富岡町教育委員会	1/16	郡山市	岩崎、懸田
	上手岡：麓山神社の火祭り（夏祭り）	2/21	郡山市	遠藤
	本岡：諏訪神社祭礼	2/28	郡山市	遠藤
	本岡：王塚神社祭礼	3/ 9	いわき市	遠藤
	下郡山：四十八社神社浜下り	3/12	福島市	遠藤
川内村	川内村教育委員会	1/16	川内村	岩崎、懸田
	上川内：西郷の神楽、西郷獅子	3/ 8	川内村	今村、懸田
	下川内：西山獅子、町獅子	3/10	いわき市	今村、上野、
大熊町	大熊町教育委員会	1/17	会津若松市	岩崎、懸田
	熊川：熊川の稚児鹿舞	3/24	いわき市	上野、懸田
	夫沢：長者原のじゃんがら念仏踊	3/24	会津若松市	懸田
	相馬の民謡	3/27	三島市（静岡）	上西、小島
双葉町	郡山：正八幡神社の神楽、三字神楽	2/16	加須市（埼玉）	今村、懸田
	上羽鳥：上羽鳥の神楽、上羽鳥の田植踊	2/27	白河市	今村、懸田
浪江町	南津島：南津島の田植踊	1/23	本宮市	上野、懸田
	請戸の田植踊、火防祈祷祭裸参り（公開状況等調査）	1/29	福島市	上西、上野
	高瀬：高瀬の鹿舞	2/11	いわき市	懸田
	請戸：請戸の神楽	2/14	いわき市	上野、懸田
	請戸：請戸の田植踊	2/17	江東区（東京）	今村、懸田
	本城：本城の神楽	2/22	福島市	上野、懸田
	室原：室原の田植踊、 棚塩：棚塩の神楽、苧宿の鹿舞・神楽	2/28	二本松市	上野、懸田
	幾世橋：幾世橋の神楽	3/15	福島市	上野、懸田
	下津島：下津島の田植踊、赤宇木：赤宇木の田植踊	3/21	本宮市	上野、懸田
葛尾村	葛尾村教育委員会	1/16	三春町	岩崎、懸田
	野行：宝財踊り	3/15	三春町	上野、懸田
	葛尾：葛尾の三匹獅子、落合：岩角の神楽	3/18	郡山市	上野、懸田
新地町	新地町教育委員会	1/31	新地町	岩崎
	谷地小屋：水神神社祭礼、釣師の神楽、 埴木崎：埴浜の神楽	3/16	新地町	岩崎
飯舘村	飯舘村教育委員会	1/16	福島市	岩崎、懸田
	比曾：比曾の三匹獅子（公開状況等調査）	1/29	福島市	上西、上野
	比曾：比曾の田植踊、比曾の三匹獅子舞	3/ 9	福島市	岩崎、懸田、小島
	綿津見神社祭礼、山津見神社祭礼、大雷神社祭礼		飯舘村	

3 市町村別調査報告カード作成状況 (1/2) 平成 23 年度「福島県域の無形民俗文化財被災調査」

※調査報告カードは、原則として、それぞれの無形の民俗文化財ごとに 1 通、作成された。ただし追調査に期待する場合などは作成されていない。

※以下、調査報告カードごとに記載した。調査報告カードは合計 60 通である。なお浪江町で同一対象に 2 通カードがあるが、それぞれ別に記載した。

※一通の調査報告カードに複数の対象を記載したものがあるため、記載された対象は約 62 件である。

市町村	No.	内容	月/日	調査地	作成者
いわき市 (7)	01	薄磯：薄井神社お潮採り	2/13	いわき市	山崎
	02	豊間：諏訪神社の獅子舞	2/13	いわき市	山崎
	03	豊間：諏訪神社お潮採り	2/13	いわき市	山崎
	04	菅波：大國魂神社お潮採り	2/15	いわき市	山崎
	05	御宝殿：熊野神社例祭稚児田楽・風流	3/12	いわき市	山崎
	06	末続：見渡神社の花ふき	3/16	いわき市	山崎
	07	四倉：諏訪神社お潮採り・神輿海上渡御	3/16	いわき市	山崎
南相馬市 (19)	01	小高区：村上の田植踊	1/21	福島市	泉田
	02	小高区：川原田の神楽	1/22	南相馬市	泉田
	03	小高区：南小高の神楽	1/22	南相馬市	泉田
	04	小高区：浦尻の神楽	1/28	南相馬市	泉田
	05	小高区：村上の神楽	1/28	南相馬市	泉田
	06	小高区：大井の神楽	1/28	南相馬市	泉田
	07	小高区：小谷の神楽	1/29	南相馬市	泉田
	08	小高区：井田川の神楽	1/29	南相馬市	泉田
	09	小高区：神山の神楽	2/21	南相馬市	泉田
	10	小高区：神山の鳥さし舞	2/21	南相馬市	泉田
	11	小高区：塚原の神楽	2/21	南相馬市	泉田
	12	小高区：片草の神楽	2/22	南相馬市	泉田
	13	小高区：上浦の神楽	2/25	南相馬市	泉田
	14	小高区：福岡の神楽	2/25	南相馬市	泉田
	15	小高区：大富の神楽	2/26	南相馬市	泉田
	16	萱浜：綿津見神社浜下り	3/10	南相馬市	泉田
	17	萱浜：北萱浜の神楽と天狗舞	3/10	南相馬市	泉田
	18	原町区：泉の神楽	3/20	南相馬市	泉田
	19	原町区：小沢の神楽	3/20	南相馬市	泉田
広野町 (2)	01	折木：八雲神社祭礼	3/16	広野町	遠藤
	02	下浅見川：鹿島神社浜下り	3/16	広野町	遠藤
檜葉町 (2)	01	上小埜：大滝神社浜下り	2/27	郡山市	遠藤
	02	大谷：じゃんがら念仏踊	3/ 5	高崎市(群馬)	遠藤
富岡町 (4)	01	上手岡：麓山神社の火祭り(夏祭り)	2/21	郡山市	遠藤
	02	本岡：諏訪神社祭礼	2/28	郡山市	遠藤
	03	本岡：王塚神社祭礼	3/ 9	いわき市	遠藤
	04	下郡山：四十八社神社浜下り	3/12	福島市	遠藤

3 市町村別調査報告カード作成状況 (2/2)

市町村	No.	内容	月/日	調査地	作成者
川内村 (3)	01	上川内：西郷の神楽	3/ 8	川内村	今村
	02	上川内：西郷獅子	3/ 8	川内村	懸田
	03	下川内：西山獅子、町獅子	3/10	いわき市	上野
大熊町 (3)	01	熊川：熊川の稚児鹿舞	3/24	いわき市	上野
	02	夫沢：長者原のじゃんがら念仏踊	3/24	会津若松市	懸田
	03	相馬の民謡	3/27	三島市（静岡	小島
双葉町 (4)	01	郡山：正八幡神社の神楽	2/16	加須市（埼玉	今村
	02	三字（前田、水沢、目サク）の神楽	2/16	加須市（埼玉	今村
	03	上羽鳥：上羽鳥の神楽	2/27	白河市	今村
	04	上羽鳥：上羽鳥の田植踊	2/27	白河市	今村
浪江町 (11)	01	高瀬：高瀬の鹿舞	2/11	いわき市	懸田
	02	請戸：請戸の神楽	2/14	いわき市	上野
	03	請戸：請戸の田植踊（下記と同じ）	2/17	江東区（東京	今村
	04	請戸：請戸の田植踊（上記と同じ）	2/17	江東区（東京	懸田
	05	室原：室原の田植踊	2/28	二本松市	懸田
	06	棚塩：棚塩の神楽	2/28	二本松市	懸田
	07	苧宿：苧宿の鹿舞・神楽	2/28	二本松市	懸田
	08	権現堂：本城の神楽	2/22	福島市	上野
	09	幾世橋：幾世橋の神楽	3/15	福島市	懸田
	10	下津島：下津島の田植踊	3/21	本宮市	懸田
	11	赤字木：赤字木の田植踊	3/21	二本松市	上野
葛尾村 (3)	01	野行：宝財踊り	3/15	三春町	上野
	02	葛尾：葛尾の三匹獅子	3/18	郡山市	上野
	03	落合：岩角の神楽	3/18	郡山市	懸田
飯舘村 (2)	01	比曾：比曾の田植踊・三匹獅子舞	3/ 9	福島市	懸田
	02	綿津見神社祭礼、山津見神社祭礼、大雷神社祭礼	3/ 9	飯舘村	懸田

◎本表は作成・配布後、各調査員から、被害状況の内容、特に「地区・伝承者」欄に疑問が寄せられたが、訂正は正式報告書によることとした。本表からの引用にあたっては、十分に御注意いただきたい。今回の公開にあたり、あらためて責任は、とりまと者（齊藤）にあることを追記し、重ねて、深くお詫びする。

4 調査報告カード概要まとめ（1/3）平成23年度「福島地域の無形民俗文化財被災調査」〔未定稿〕

※以下は別添「調査報告カード概要」を一覧するために便宜的にまとめたものである。

※限られた字数におさめたため、必ずしも正確に意を伝えていない面がある。それぞれ詳しくは別添を参照のこと。

※なお浜通り地方13市町村のうち相馬市と新地町は、調査日報で概要が報告された伝承もあるが、ここでは調査報告カードによった。

01) いわき市

	地区	名 称	公開(従来)	施設等被害	用具等被害	映像等記録	地区・伝承者	備考
01	薄磯	薄井神社お潮採り	H23中止(5/3,4)	—	幟旗、浴衣、獅子舞衣裳、船流失	個人所有流失	全250戸中234戸被害。市内仮設等へ	復活の熱意強い
02	豊間	諏訪神社の獅子舞	H23中止(8/,9/)	鳥居、狛犬倒壊	獅子舞装束、笛、太鼓破損	個人所有流失	地区内の家屋流失	用具一部は確保
03	豊間	諏訪神社お潮採り	H23中止(5/4)	砂浜消失	猿田彦の面、装束流失	個人所有流失	氏子ほとんど被災。市内仮設等へ	実施を強く希望
04	菅波	大國魂神社お潮採り	H23縮小(5/4)	津波被災なし	津波被災なし	津波被災なし	津波被災なし	御輿渡御中止
05	御宝殿	熊野神社例祭稚児田楽・風流	H23縮小(7/31,8/1)	余震で社殿破損	被害無	—	神社周辺の家屋被害	御輿渡御中止
06	未読	見渡神社の花ふき	H23中止(4/1日曜)	—	—	—	未読地区はほとんど被害無し	今年は実施予定
07	四倉	諏訪神社お潮採り・御輿海上渡御	H23中止(5/4)	鳥居、石段等被害	御輿(ただし新調済)	神社所有無事	全1,600戸中1,500戸が流失	今年は実施予定

02) 相馬市 ※調査報告カード未作成

03) 南相馬市(その1)

	地区	名 称	公開(従来)	施設等被害	用具等被害	映像等記録	地区・伝承者	備考
01	小高区	村上の田植踊り	—(4/29近い日曜)	貴布神社拝殿倒壊	楽器・衣装(江戸妻など)流失	市博保管	会員37名中12名逝去。地区67名逝去	—
02	小高区	川原田の神楽	H24中止(1/10)	神社は津波で倒壊	鈴、笛、衣装流失、頭、幕破損	個人所有流失	地区37戸中30戸流失	警戒区域
03	小高区	南小高の神楽	H23中止(1/2日)	鳥居崩壊	各自の衣装が持ち出せない。	市博保管	被害少ないが全国に避難	警戒区域。
04	小高区	浦尻の神楽	H23中止(1/4ほか)	神社は高台で無事	高台に保管して無事。	市博保管	海岸沿いは壊滅。会員40名中20県外	地区外では非公開
05	小高区	村上の神楽	H23中止(1/1)	神社倒壊	用具、衣装流失。	市博保管	地区は壊滅。72戸中62名逝去	用具等あれば復活
06	小高区	大井の神楽	H23中止(1/1,4/29)	神社は高台で無事	高台の神社保管で無事	市博保管	約20戸が津波被害。2名逝去。	各地に避難。復活未定
07	小高区	小谷の神楽	H23中止(1/15近日)	鳥居倒壊	被害なし	市博保管	半数が市外避難	警戒区域
08	小高区	井田川の神楽	H23中止(1/1)	神社倒壊	無事。他地区神社に預ける	市博保管	ほぼ全壊。20名逝去。	見通したたず
09	小高区	神山の神楽	H23中止(1/1)	鳥居倒壊	無事	市博保管	被害少ないが半数は県外避難	警戒区域
10	小高区	神山の鳥刺し舞	稲荷神社例祭ほか	—	用具、衣裳は各自の自宅保管	市博保管	会員8名無事だが別々に避難中	警戒区域
11	小高区	塚原の神楽	H23中止(1/3,8/26)	鳥居、狛犬倒壊	用具、衣裳流失。頭・楽器要修理	市博保管	116戸中69戸全壊。16名逝去。	—
12	小高区	片草の神楽	H23中止(1/1,4/22)	神社被害なし	道具、衣裳被害なし	市博保管	伝承者の半数は遠方に避難	警戒区域
13	小高区	上浦の神楽	H23中止(1/1ほか)	鳥居倒壊	被害なし	市博保管	津波被害なし。50戸中半数は市外	—
14	小高区	福岡の神楽	H23中止(1/2,3)	神社被害なし	未確認(公会堂保管)	市博保管	50戸中半数が全半壊。半数は市内	資料無く会員等不明
15	小高区	大富の神楽	H23中止(1/1)	鳥居、狛犬崩壊	無事	市博保管	3名以外は市外、県外に避難	警戒区域
16	菅浜	綿津見神社浜下り	H23中止(4/24近日)	津波で神社倒壊	御輿、太鼓、笛、旗、長持ち流失	市博保管	100戸中20戸のみ残る。76,7名逝去	—

4 調査報告カード概要まとめ (2/3)

03) 南相馬市 (その2)

17	菅浜	北菅浜の神楽と天狗舞	(1/1ほか	鳥居など倒壊	道具類すべて流失	市博保管	95戸中65戸全壊。計53名逝去	—
18	原町区	泉の神楽	実施(1/9, 15	鳥居、灯籠倒壊	津波被害なし	自宅保管	88戸中11戸全壊。7名逝去	—
19	原町区	小沢の神楽	H23中止(1/2	倒壊	道具、衣裳すべて流失	すべて流失	48戸中45戸全壊。22名逝去	—

04) 広野町

	地区	名 称	公開(従来	施設等被害	用具等被害	映像等記録	地区・伝承者	備考
01	折木	八雲神社祭礼	H24縮小(7/3日曜	被害なし	用具等被害なし	笛の録音有	氏子約120戸。地区外避難有り	御輿渡御、浜下り困難
02	下浅見川	鹿島神社浜下り	H23以降中止	鳥居、社殿被害	用具被害なし	不明	氏子130戸。家屋流失。地区無人	—

05) 檜葉町

	地区	名 称	公開(従来	施設等被害	用具等被害	映像等記録	地区・伝承者	備考
01	上小墾	大滝神社浜下り	中止	社殿、鳥居等被害	不明(立入禁止	公民館保管か	地区59名。地区外避難。	立入禁止地区
02	大谷	じゃんがら念仏踊	H23中止(8/13	—	—	町保管か	会員約30名。津波被害なし。	立入禁止地区

06) 富岡町

	地区	名 称	公開(従来	施設等被害	用具等被害	映像等記録	地区・伝承者	備考
01	上手岡	麓山神社の火祭り(夏祭り)	(4/8, 8/15, 9/15	鳥居倒壊	—	町保管	氏子260戸。全員が地区外避難。	立入禁止
02	本岡	諏訪神社祭礼	中止(—	未確認	未確認(立入禁止	—	氏子180戸。全員が地区外避難	警戒区域
03	本岡	王塚神社祭礼	中止(2/8, 8/8	被害なし	被害なし。ただし未確認	—	被害なし。全員が地区外避難。	立入禁止
04	下郡山	四十八神社浜下り	H23縮小(10/9	狛犬損傷	津波被害なし	公民館保管か	氏子約80戸。津波で4, 5名逝去か	立入禁止

07) 川内村

	地区	名 称	公開(従来	施設等被害	用具等被害	映像等記録	地区・伝承者	備考
01	上川内	西郷の神楽	中止(4/29, 9/3日曜	灯籠など被害	被害なし	無事	14, 5名と子供。全員が地区外居住	—
02	上川内	西郷獅子	H23中止(4/29, 9/	神社軽微被害	被害なし	未確認	14, 5名と子供。全員が地区外避難	帰村宣言だが将来不明
03	下川内	西山獅子、町獅子	—(5/3, 9/2日曜	鳥居等破損	被害なし。	不明	同村民約200名は区域外避難	警戒区域

08) 大熊町

	地区	名 称	公開(従来	施設等被害	用具等被害	映像等記録	地区・伝承者	備考
01	熊川	熊川の稚児鹿舞	H23中止(8/25ほか	神社流失	用具、衣裳等全部流失	保存	約60戸が会員。約40戸流失。	町に戻れる見通し無し
02	夫沢	長者原のじゃんがら念仏踊	H23中止(8/13, 14	詳細確認無理	楽器等放射能汚染	保存	楽器14名と女性約10名。	放射線汚染で見通不明
03		相馬の民謡	随時	—	—	CD保存	町外に避難	避難先で伝承活動

4 調査報告カード概要まとめ (3/3)

09) 双葉町

	地区	名 称	公開(従来)	施設等被害	用具等被害	映像等記録	地区・伝承者	備考
01	郡山	正八幡神社の神楽	—(1/15, 8/15)	狛犬倒壊	被害なし	未確認	130戸全員避難	警戒区域
02	三字	三字(前田、水沢、目サク)の神楽	H24中止(1/1土日)	一部被害	一部流失	個人所有無事	全260戸全戸地区外避難	警戒区域
03	上羽鳥	上羽鳥の神楽	—(1/	—	被害なし	有り	会員約30名。地区全戸避難	警戒区域
04	上羽鳥	上羽鳥の田植え踊り	12年に一回(4/	社殿被害	楽器不使用(録音テープ	有り	婦人会15名ほか。地区外避難	警戒区域

10) 浪江町

	地区	名 称	公開(従来)	施設等被害	用具等被害	映像等記録	地区・伝承者	備考
01	高瀬	高瀬の鹿舞	H23中止(7/, 9/2土日)	未確認	津波被害なし(現状未確認)	有り	会員15名。地区約120戸全員避難	警戒区域
02	請戸	請戸の神楽	—(2/10ほか	神社全壊	全用具流失(一部新調済み	有り	会員16名。地区403戸は全壊。	H24仮設で開催希望
03	請戸	請戸の田植え踊り	(2/3日曜ほか	神社流失	道具等大半流失	流失	会員26名。地区全戸壊滅。	警戒区域
04	室原	室原の田植踊	(遷宮時・H22, H16	被害軽微	被害なし(現状未確認)	有り	会員20名。地区189戸。他へ避難	警戒区域
05	棚塩	棚塩の神楽	H23中止(10/16	未確認	笛流失。頭、太鼓、衣裳は潮被災	流失	南棚塩90戸中80戸流失。	警戒区域
06	苺宿	苺宿の鹿舞	H23中止(11/2日曜	神社門倒壊	被害なし(現状未確認)	不明	会員23名。全町避難	警戒区域
07	権現堂	本城の神楽	—(1/1-3	被害なし	被害なし。保管場所必要	被災宅保管	会員27名。	警戒区域
08	幾世橋	幾世橋の神楽	H23中止(1/1, 2, 11/	被害なし	被害なし。新しい保管場所希望	有り	会員20名。県内外に避難。	警戒区域
09	下津島	下津島の田植踊	—(不定期	被害軽微	無事(現状未確認)	有り	地区50戸。被害軽微。居住不能。	警戒区域
10	赤宇木	赤宇木の田植踊り	—(1, 14-17	—	無事。経年劣化で修理必要か	公民館保管	会員30名。地区外に避難	警戒区域

11) 葛尾村

	地区	名 称	公開(従来)	施設等被害	用具等被害	映像等記録	地区・伝承者	備考
01	野行	宝財踊り	H23中止(11/3ほか	—	震災被害なし。	自宅保管	会員15名。県内外に避難	警戒準備区域
02	葛尾	葛尾の三匹獅子舞	H23縮小(9/	—	被害なし。練習・公開場所希望	不明	地区50-70戸。地区外避難。	警戒準備区域
03	落合	岩角の神楽	H23中止(旧8/15	未確認	無事か(現状未確認。経年劣化有	自宅保管	地区25戸。地区外避難	—

12) 新地町 ※調査報告カード未作成

13) 飯舘村

	地区	名 称	公開(従来)	施設等被害	用具等被害	映像等記録	地区・伝承者	備考
01	比曾	比曾の田植踊・三匹獅子舞	H23中止(1/下旬	被害無(未確認)	被害なし(現状未確認)	公民館保管	地区87戸。県内外に避難	放射線が問題。
02		綿津見神社など祭礼	H23縮小(4/29 ほか	被害軽微	—	有り	地区全体地域外避難	警戒準備区域

〔参考〕 支援希望（市町村別）（1/3）

民俗芸能学会福島調査団が、調査の一環として収集した。

ただし、これらは伝承団体としての正式な回答ではなく、あくまでも調査に応じてくださった方々の個人的な意見や希望である。

調査対象地域の浜通り地方 13 市町村のうち、7 市町村（いわき市、南相馬市、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）に伝承されてきた無形の民俗文化財から支援希望が確認できた。

概要は以下のとおり

用具修理・新調等の希望：約 240 点、希望額計：約 2,300 万円

練習地への交通費支援の希望：4 件：希望額計：約 120 万円

1 内訳

（1）用具の修理・新調等 ※単位・千円

	市町村	名称	合計	品目	@	個数	計	備考	
1	1	いわき市	豊間の獅子舞	120	太鼓	40	3	120	
2	3	南相馬市	村上の神楽と田植踊	524	大太鼓	390	1	390	
					同台	52	1	52	
					杵付締太鼓	70	1	70	
					同台	9	1	9	
					撥	3	1組	3	
3	南相馬市	村上の神楽 【上記と重複？】	1,766.5	獅子頭	600	1	600		
				獅子幕	150	1	150		
				大太鼓(鋳留・径39)	390	1	390		
				同上・台	52	1	52		
				締太鼓	80	1	80		
				同上・台	9	1	9		
				締太鼓の革(2枚)	60	1	60		
				撥(2本)	2.5	1	2.5		
				篠笛	7	4	28		
				鈴	20	1	20		
				幣束	5	1	5		
				アンサンブル(仕立)	30	10	300		
				下駄	15	6	90		
草履	10	4	40						
3	南相馬市	塚原の神楽	1,766.5	獅子頭	600	1	600		
				獅子幕	150	1	150		
				大太鼓(鋳留・径39)	390	1	390		
				同上・台	52	1	52		
				締太鼓	80	1	80		
				同上・台	9	1	9		
				締太鼓の革(2枚)	60	1	60		
				撥(2本)	2.5	1	2.5		
				篠笛	7	4	28		
				鈴	20	1	20		
				幣束	5	1	5		
				アンサンブル(仕立)	30	10	300		
				下駄	15	6	90		
草履	10	4	40						

〔参考〕 支援希望（市町村別） (2/3)

3	南相馬市	北萱浜の神楽	1,766.5	獅子頭	600	1	600		
				獅子幕	150	1	150		
				大太鼓(鋳留・径39)	390	1	390		
				同上・台	52	1	52		
				締太鼓	80	1	80		
				同上・台	9	1	9		
				締太鼓の革(2枚)	60	1	60		
				撥(2本)	2.5	1	2.5		
				篠笛	7	4	28		
				鈴	20	1	20		
				幣束	5	1	5		
				アンサンブル(仕立)	30	10	300		
				下駄	15	6	90		
				草履	10	4	40		
3	南相馬市	萱浜の浜下り	3,503	神輿(90cm四方)	3,000	1	3,000		
				五色旗	50	1	50		
				太鼓(40cm)	250	1	250		
				撥(一組)	3	1	3		
				お社(高さ50~60cm)	200	1	200		
3	南相馬市	小沢の神楽	1,826.5	獅子頭(復元)	600	1	600		
				獅子幕(復元)	150	1	150		
				大太鼓(鋳留・径39)	390	1	390		
				同上・台	52	1	52		
				締太鼓	80	1	80		
				同上・台	9	1	9		
				締太鼓の革(2枚)	60	1	60		
				撥(2本)	2.5	1	2.5		
				篠笛	7	4	28		
				鈴	20	1	20		
				幣束	5	1	5		
				アンサンブル(仕立)	30	10	300		
				下駄	15	6	90		
				草履	10	4	40		
3	8	大熊町	熊川の鹿舞	1,580	鹿頭	150	4	600	津波ですべて流失 道化の「野猿」を含む
					舞手の太鼓	30	4	120	
					舞手の衣装	30	5組	150	
					囃子・歌い手の衣装	30	7組	210	
					囃子の太鼓	500	1	500	
4	9	双葉町	上羽鳥の神楽	524	大太鼓	390	1	390	
					同台	52	1	52	
					梓付締太鼓	70	1	70	
					同台	9	1	9	
					撥	3	1組	3	

〔参考〕 支援希望（市町村別） (3/3)

5	10	浪江町	幾世橋の神楽	200	法被	10	20	200
	10	浪江町	苅宿の鹿舞	524	大太鼓	390	1	390
					同台	52	1	52
					杵付締太鼓	70	1	70
					同台	9	1	9
撥	3	1組	3					
10	浪江町	室原の田植踊	2,700	留袖(江戸褌)一式	300	9組	2,700	
10	浪江町	請戸の田植踊	2,100	留袖(江戸褌)	400	3組	1,200	
				紹の着物	300	3組	900	
10	浪江町	南津島の田植踊	330	長胴締太鼓	60	1	60	
				杵付締太鼓	70	1	70	
				衣装補修とクリーニング	200	1式	200	
10	浪江町	下津島の田植踊	2,810	留袖(江戸褌)	300	6組	1,800	
				どてらドンス(特注)		1組	150	
				男物袴	100	2組	200	
				羽織・袴	150	4組	600	
10	浪江町	赤字木の田植踊	100	江戸褌, 補修クリーニング	100	1式	100	
6	11	葛尾村	葛尾の三匹獅子舞	280	?	70	4組	280
	11	葛尾村	岩角の神楽	300	獅子頭塗り替え	300	1式	300
7	13	飯舘村	比曽の三匹獅子舞	114	太鼓の張替	38	3	114
	13	飯舘村	比曽の田植踊	110	杵付締太鼓の張替	55	2	110

22,945

(2) 練習場までの旅費支援

		市町村	名称	合計	人数	回数	@	備考
1	9	双葉町	三字の神楽	480	10	4	1.2	
	9	双葉町	正八幡神社の神楽	300	5	5	1.2	
2	10	浪江町	請戸の神楽	200	5	5	0.8	
	10	浪江町	室原の鹿舞	200	5	5	0.8	

1,180

1 いわき市、2 相馬市、3 南相馬市、4 広野町、5 檜葉町、6 富岡町、7 川内村、8 大熊町、9 双葉町、10 浪江町、11 葛尾村、12 新地町、13 飯舘村

平成 23 年度「福島県域の無形民俗文化財被災調査」民俗芸能学会福島調査団

〔経緯等〕

月/日	事業内容	開催地ほか	出席者など
H23			
9/ 1	調査団設立：調査団規約、調査実施要領、会計規則		
9/15	副団長、調査員、監事の依頼		
9/15	文化庁に平成23年度文化芸術振興費補助金（文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業）交付申請書を提出		中藪
11/ 1	上記、国庫補助金交付決定を受ける		
11/ 6	民俗芸能学会臨時理事会：本調査団を了承	新城市（愛知	（小島
	※以後、国庫補助事業として、具体の実施方法など必要事項の検討を本格的に開始する。関係資料の目録化の検討と実施。		懸田など 5 名
H24			
1/ 5	調査役員会議： 調査団規約、調査実施要領、会計規則、調査日報書式、調査カード書式、関係資料の目録化の検討。	東京都	懸田など 6 名
1/ 7	第 1 回調査員会議：調査実施要領等により説明	福島市	懸田など 8 名
	※聞き取り調査開始		
1/16	調査協力依頼および現状等調査： 富岡町役場・仮設住宅担当者（郡山市大槻町）、富岡町教育委員会（郡山市安積）、川内村教育委員会、葛尾村教育委員会（田村郡三春町）、飯舘村教育委員会（福島市飯野町）※（ ）は避難先 福島県神社庁〔郡山市・開成山大神宮、伊達市霊山町・霊山神社〕	郡山市ほか	岩崎、懸田
1/17	調査協力依頼および現状等調査： いわき市教育委員会、広野町教育委員会（いわき市常磐上湯長谷町）、檜葉町教育委員会（大沼郡会津美里町）、大熊町教育委員会（会津若松市追手町） ※（ ） 避難先	いわき市ほか	岩崎、懸田
1/23	調査協力依頼および現状等調査：南相馬市教育委員会	南相馬市	岩崎
1/31	調査協力依頼および現状等調査：新地町教育委員会	新地町	岩崎
2/ 2	調査協力依頼および現状等調査：相馬市教育委員会	相馬市	岩崎
3/10	民俗芸能学会理事会：調査経過等報告、来年度事業（案）説明ほか	東京都	（小島など 3 名
3/31	第 2 回調査員会議：調査結果の報告ほか	福島市	懸田など 7 名

※「事業内容」の関係市町村教育委員会等を対象にした「調査協力依頼および現状等調査」は、聞取調査の一環として実施されたが、あわせて調査協力依頼も行ったので本表にも重ねて記載した。

※「出席者ほか」の「（氏名）」とあるのは、本調査に関連するが出席旅費や謝金の支出対象外である。

民俗芸能学会福島調査団規約

(目的・事業)

1. 民俗芸能学会福島調査団（以下、本調査団と称す）は、福島県内の無形の民俗文化財の復旧・復興のための基礎資料とするため、福島県内に伝承されてきた祭礼行事や民俗芸能など無形の民俗文化財の被災状況や将来への展望、復旧・復興に向けた支援希望などを調査する。（以下、本調査と称す）

(構成)

2. 本調査団は、民俗芸能学会会員および非会員で本調査に協力することを申し出た者（以下、調査協力者と称す）で構成される。

(団長)

3. 本調査団の団長（以下、団長と称す）は懸田弘訓とする。団長は本調査を総括する。

(所在地)

4. 本調査団の所在地は団長自宅〔福島県二本松市表一丁目484番地3〕とする。

(調査員)

5. 団長は、調査協力者のなかから、調査対象との関係や調査協力者の居住地などを考慮して現地で聞き取り調査を実施する調査員を指名する。

(副団長・業務担当)

6. 団長は、調査協力者のなかから、団長を補佐する副団長を指名することができる。また団長は調査協力者のなかから、本調査団に関わる各種業務の担当者を指名することができる。

(監事)

7. 団長は調査協力者であるかどうかを問わず本調査団の会計を監査する監事を任命しなければならない。

(顧問)

8. 団長は顧問をおくことができる。顧問は調査団に属さず団長に助言する。

(その他)

9. 団長は本規約以外で本調査の実施に必要な事項については別に定める。

平成23年9月1日

民俗芸能学会福島調査団

団長 懸田弘訓

附記

1. 文化庁の国庫補助
本調査団は、平成23年度の調査を、文化庁の平成23年度「地域の文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業国庫補助要項」による国庫補助（平成23年11月1日付け交付決定）を受けて実施する。
2. 民俗芸能理事学会の了承
本調査団は平成23年11月6日に愛知県新城市で開催された民俗芸能学会臨時理事会で了承された。
3. 本調査団の役員および構成は別紙のとおりである。

団長

懸田 弘訓 (福島県文化財保護審議会・委員)

副団長

岩崎 真幸 (みちのく民俗文化研究所・代表)

小島 美子 (国立歴史民俗博物館・名誉教授)

齊藤 裕嗣 (東京文化財研究所・客員研究員)

俵木 悟 (成城大学文芸学部・准教授)

調査員 (50音順) ※上記、団長、副団長以外

泉田和香子 (前南相馬市博物館市史編纂室・編集員)

今村 瑠美 (東北学院大学大学院)

上西 律子 (日本民俗音楽学会・理事)

上野 智子 (郡山女子大学短期文学部・教授)

遠藤 祝穂 (元富岡町職員・保護司)

佐々本長生 (福島県立博物館・専門員)

松本美和子 (前南相馬市博物館市史編纂室・編集員)

山崎 祐子 (学習院女子大学・非常勤講師)

調査協力者 (50音順)

入江 宣子 (千葉県文化財保護審議会・委員)

岩井 正浩 (愛知淑徳大学大学院・教授)

神田 竜浩 (独立行政法人日本芸術文化振興会・国立劇場芸能部)

久保田裕道 (國學院大學儀礼文化学会・事務局長)

坂本 要 (筑波学院大学経営情報学部)

関 孝夫 (上尾市役所)

高山 茂 (日本大学・教授)

中島 輝子 (実践女子大学)

中村 茂子 (民俗芸能学会・理事)

中藪 規正 (民俗芸能学会・理事)

星野 紘 (神奈川大学・特任教授)

松田香代子 (愛知大学・非常勤講師)

三上 敏視 (音楽家、神楽・伝承音楽研究)

茂木 栄 (國學院大學神道文化学部・教授)

山路 興造 (民俗芸能学会・代表理事)

吉川 祐子 (富士常葉大学・兼任講師)

監事

星野 紘 (神奈川大学・特任教授)

顧問

菅野 忠男 (福島県教育庁・文化財課長)

石橋健一郎 (文化庁文化財部伝統文化課芸能部門・主任文化財調査官)

菊池 健策 (文化庁文化財部伝統文化課民俗文化財部門・主任文化財調査官)

平成 23 年度「福島地域の無形民俗文化財被災調査事業」実施要領

平成 23 年 9 月 15 日

民俗芸能学会福島調査団

本実施要領は、平成 23 年度「福島地域の無形民俗文化財被災調査事業」（以下、調査と称す）について、具体的な事項を定めたものである。

1 調査期間

平成 23 年 9 月 15 日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。

2 調査対象

福島県浜通り地方の 13 市町村に伝承されてきた風俗慣習、民俗芸能などの無形の民俗文化財とする。
(いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村)

3 調査の進め方

(1) 調査員

調査員は、原則として複数で調査にあたることとする。また調査員は調査にあたって自身の安全の確保に十分に努めること。

調査員は、この実施要領に基づく調査を実施し、事務局に提出した調査の結果の報告を、調査団また調査団解散後は民俗芸能学会が活用することに同意したものとする。

(2) 調査項目

調査対象の復活・復興の資料とするため、伝承者や地域住民の調査対象に対する今後の展望、具体的な支援策の希望等を調査する。あわせて、その背景となる伝承内容や伝承組織、用具・施設・公開機会・原材料等、それを支えてきた地域住民や地域の様相について、震災前の状況と震災による被害や影響を調査する。

(3) 調査手法

調査は、原則として、保存会の代表者などから直接、聞き取りによって行う。

(4) 調査結果の報告

調査員は、調査終了後、「調査日報」を提出する。

詳細な調査結果は、調査終了後、「調査報告カード」に記入し提出する。

4 調査結果の公表

調査団は、調査実日報や調査報告カードをもとに、個人情報保護を厳守しつつ、その他の必要な事項も加えて調査結果報告をまとめ、出来るだけ速やかに、広く一般に公表するよう努める。

5 調査に関わる情報の取り扱い

調査員が調査団に提出した調査日報および調査報告カードの著作権は、調査団と執筆者に帰属するものとする。

調査団員は、調査団が調査によって得た情報および調査にともなって作成した情報のうち、一般に公表していない情報を、利用あるいは他に提供しようとする時は、事前に調査団長の許可をえることとする。

調査団解散後の調査関係情報および利用許可などについては民俗芸能学会が継承する。

6 調査経費

調査経費にかかわる必要な規則は別に定める。

7 その他

この実施要領以外で調査に必要な事項は調査団長が決めることができる。

附記

平成 24 年 1 月 5 日一部修正

[参考]

平成 23 年度「福島県の無形民俗文化財被災状況調査」担当

※市町村等のゴチックは警戒区域や計画的避難区域など。(24年1月現在)

No.	市町村等	主担当	副担当	役場移転先 (24年1月現在)	備考
01	いわき市	山崎 祐子	小島 美子		伝承多い
02	相馬市	岩崎 真幸	松本美和子		伝承多い
03	南相馬市(鹿島区)	懸田 弘訓	岩崎 真幸		伝承多い
03	同(原町区)	松本美和子	泉田和香子		伝承多い
03	同(小高区)	泉田和香子	松本美和子		伝承多い
04	広野町	遠藤 祝穂	山崎 祐子	いわき市常磐、平	
05	楢葉町	佐々木長生	遠藤 祝穂	大沼郡会津美里町本郷道上	
06	富岡町	遠藤 祝穂	佐々木長生	郡山市大槻町、安積	
07	川内村	上野 智子	今村 瑠美	郡山市南	
08	大熊町	佐々木長生	遠藤 祝穂	会津若松市追手町	
09	双葉町	今村 瑠美	懸田 弘訓	埼玉県加須市騎西	
10	浪江町	懸田 弘訓	上野 智子	二本松市郭内	伝承多い
11	葛尾村	上野 智子	懸田 弘訓	田村郡三春町貝山	
12	新地町	岩崎 真幸	泉田和香子		
13	飯舘村	小島 美子	懸田 弘訓	福島市飯野町	伝承多い

平成 23 年度 民俗芸能学会福島調査団「福島地域の無形民俗文化財被災調査」日報

○各調査員が、1回の調査（自宅出発から帰着まで）ごとに一通、作成して下さい。

調査の概要、移動経路、レンタカーの欄は、必要に応じて行を追加、削除して、ご記入下さい。

記入調査員氏名				同行調査員氏名						
調査期間	平成24年	月	日 ()	～	月	日 ()	提出	平成24年	月	日 ()
調査地	福島県〔浜通り〕 () 市町村 ()									
	福島県〔上記以外〕 () 市町村 ()									
調査の概要（調査結果の概要、感想、その他、調査の参考など）										
※不足の時は行を増やして下さい。以下、移動経路、レンタカーも同。										

移動経路						
月:日	出発 (駅・バス停等)	到着 (駅・バス停等)	移動手段	料金 (円)	用務先	泊

レンタカー（領収書の内容）

月:日	会社名・営業所名	合計料金 (円)	車両借料	ガソリン代

※以下、支払担当者が使用します。

支払い記録 (

日報受取	平成24年	月	日 ()	送金	平成24年	月	日 ()	注
合計	円							
日当	小計	円		日 × ¥2,500				
宿泊費	小計	円		泊 × ¥9,800				
交通費内訳	鉄道・バス		タクシー		レンタカー			
	円		円		円			
備考								

「福島地域の無形民俗文化財被災調査」調査報告カード

※ 1 件の無形民俗文化財ごとに、1 回の調査につき 1 通を作成して下さい。

※ 同一無形民俗文化財でも、異なる日の調査、また異なる調査地での調査は、各 1 通、作成して下さい。
必要に応じて欄の間隔は自由に変更して下さい。

調査日	平成24年 月 日 ()	提出日	平成24年 月 日 ()
記入調査員氏名		同行調査員氏名	
調査地	() 都道府県 () 区市町村		
無形民俗文化財	名称		
	所在地 (被災前)		
	伝承団体名		
聞き取り対象者	※ 氏名、団体での役職・肩書、現住所、連絡先 (TEL/e-mail等)、被災前住所 (震災時の住所から移動している場合) をご記入下さい。複数名から聞き取りをした場合は、全員についてご記入下さい。		

<p>震災による被害や影響</p> <p>(1) 公開や実施状況 例：今年には行わなかった。以前は毎年〇月〇日に行っていた。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>(2) 伝承団体の人数・構成員など 例：現在、地元に〇人がある。高齢が多い。以前は〇〇人ほどで若い人が主だった。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>(3) 用具・器具など 例：太鼓が〇台、山車が〇基、破損して使えない。以前は太鼓〇〇台だった。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>(4) 公開や伝承のための施設や場所 例：〇神社から△浜まで御輿と獅子で行ったが、浜が水没し獅子舞ができない。</p>

震災による被害や影響

(5) 必要な原材料等の確保 例：竹を切ってきて材料にしていたが、竹林が半壊して入手できない。

(6) 映像記録や写真等の被災状況

例：映像記録は○年頃に保存会が作ったものを○○○○氏（住所）が持っている。自分は「△△神楽」映像記録を持っている。

(7) その他（公開や実施に必要な物） 例：祭礼供物に○○が必要だが、生息地が被災して入手できない。

(8) 地域や地域住民の被災状況 例：○神社の氏子域のほとんどが被災した。氏子は○と△の仮設住宅に分散している。

今後の展望 例：来年の○月には、実施しようと思う。地域の人々も期待してくれている。

支援策の希望（内容や希望金額など） 例：山車の修理と、太鼓○台が必要。500万円は必要。

その他 例「**踊り保存会の会長は、~~県##市に避難しているとのこと。連絡先はTEL 000-0000-0000」

「民俗芸能学会福島調査団」会計規則

平成 23 年 9 月 15 日

民俗芸能学会福島調査団

- 1 民俗芸能学会福島調査団長は、調査団名義の銀行通帳を管理し、支払いや受け入れを行う担当者を指名することができる。
- 2 支払い等を担当する者は、以下の規定にしたがって、調査団名義の銀行通帳から支払うとともに領収書など必要書類を保管し、また支払いや受け入れた金額および内容を記録する。
- 3 調査団に関わる賃金や報償費および旅費については、それぞれ必要事項を記した調査団長による調査員依頼文書や業務依頼文書などに応じて提出された承諾書や同意書によって成立する。
- 4 調査団に関わる賃金と報償費（謝金）については次のとおりとする。ただし諸謝金は、予算に応じて減額することができるものとする。

費目	単価	支払い根拠など
賃金 臨時雇用	1時間¥900 別に実費交通費を支給する。 日当は無しとする。 業務内容が専門的など特に認めた場合は1時間¥980を限度に支払うことができる。	支払い金額は出勤簿（勤務年月日、時間、雇用者押印）によって決める。 業務内容によっては業務の成果品と作成に要した時間などを記入した書類の提出によって支払金額を決めることとする。 支払いは原則として現金とし雇用者の領収書による。
謝金 調査謝金	1日¥10,000	調査謝金および調査指導謝金は調査日報（氏名や用務年月日、用務目的地など記入）の提出によって日数を決める。 原稿執筆謝金は提出物によって決める。 調査関係情報収集や関係資料整理等謝金は団長の依頼に応じて提出された業務状況報告によって支払う。 会議出席謝金は団長の会議出席依頼に応じて提出された出席同意書と団長または団長が指名した者による会議記録（会議名称や会議年月日、会議場所、会議時間、出席者、会議内容など記入）によって決める。 支払いは原則として各人「ゆうちょ銀行口座」への振込による。
調査指導謝金	1日¥15,000 （特に必要な場合に限る）	
原稿執筆謝金	調査カード1件¥3,000	
同	報告原稿等400字¥2,000	
資料収集・整理等謝金	1日¥10,000	
会議出席謝金	1回¥5,000 会議時間が3時間以上になる場合1時間超過ごとに¥1,500を加算し合計¥10,000を限度とする。	

- 5 調査団に関わる旅費は次のとおりとする。

費目	内訳	支払い根拠など
旅費	1日に日当¥2,500に実費交通費を加えた金額とする。 宿泊は1泊¥9,800とする（宿泊場所はとわらない）	調査日報（旅行者氏名や旅行年月日、移動経路など記入）の提出によって支払い金額を決める。 支払いは原則として各人「ゆうちょ銀行口座」への振込による。

- (1) 日当は用務のために自宅を出発し自宅に帰着した日数による。
 (2) 用務のための交通費は次のとおりとする。

用件	内容
支払い区間	自宅を起点とし目的地が複数の場合はその間の移動経費も含み自宅着までとする。
支払い金額	原則として公共交通機関の利用金額とする。 新幹線指定席特急料金や在来線指定席特急・急行料金などは支払い対象とするが航空機や列車運賃の特別料金（ビジネスクラス料金、グリーン料金など）は支払い対象外とする。
レンタカー	レンタカー利用は利用区間の明示とレンタカー会社による使用ガソリン代込みの領収書によって支払う。 自宅からレンタカー利用地まで、およびレンタカー返却地から自宅までの実費交通費を移動経路等の明示によって支払う。
タクシー	タクシー利用は他に適当な移動手段がないなどの利用理由と利用区間の明示およびタクシー会社が利用年月日や利用区間などを記入した領収書によって支払う。 タクシー利用地までの自宅往復の実費交通費を移動経路等の明示によって支払う。
旅行パック	いわゆる旅行パックの利用は旅行会社による利用内容や経路等を明示した領収書によって支払う。
自家用車	原則として調査にともなう自家用車の利用は認めない。ただし他に適当な移動手段がない場合や自家用車利用が最も経済的かつ効率的であるなど特に必要と認められた場合は、移動距離を15km（参考：国土交通省〔H18〕乗用車平均燃費15.7km/L）で割った数字に、¥140（参考：福島県内・レギュラーガソリン・¥135～¥145/L）を掛けた金額を、自家用車利用の理由と各移動地を明示した調査日報によって支払う。

6 委託費

業務を委託する場合は委託金額にかかわらず複数業者からの見積書によって委託先を決定する。

7 監査

調査団の会計は必ず監事によって監査を受けるものとする。

8 以上の規則によらない特殊な場合などは別に決める。

附記

平成24年1月5日一部修正。また同日より支払い等の担当者を副団長の齊藤裕嗣とする。